

# 千葉市公告第208号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年3月14日

千葉市長 神 谷 俊一

## 1 競争入札に付する事項

### (1) 件名

福祉システム用端末機器等賃貸借契約（長期継続契約）

### (2) 概要

入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書」という。）のとおり

### (3) 契約期間

契約締結日から令和6年12月31日まで

### (4) 賃貸借期間

令和4年6月1日～令和6年12月31日（3ヶ月）

### (5) 履行場所

千葉市保健福祉局高齢障害部障害者自立支援課が指定する場所

## 2 競争参加資格

一般競争入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

(1) 令和2・3年度千葉市物品入札参加資格の審査を受け、資格を有すると認められている者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないものであること。

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2年間を経過しない者

イ 当該入札日前6か月以内に不渡り手形又は不渡り小切手を出した者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用申請をした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていないもの

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用申請をした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画認可がなされていないもの

オ 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）による指名停止措置を入札参加資格確認申請期限の日から入札日までの間に受けている者

カ 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者

キ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあっては、千葉市税（延滞金を含む）を完納していない者

ク 千葉市内に本店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあっては、個人住民税の特別徴収を行っていない者

## 3 契約事務担当課

〒260-0026

千葉市中央区千葉港2番1号 千葉中央コミュニティセンター1階

千葉市保健福祉局高齢障害部障害者自立支援課

電話 043-245-5173

電子メール shogaijiritsu.HWS@city.chiba.lg.jp

#### 4 入札参加資格確認申請書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

##### (1) 配布場所等

公告の日から前記3の契約事務担当課において配布する（日曜日、土曜日及び休日を除く午前9時30分から午後5時00分まで）。

##### (2) 提出場所等

公告の日の翌日から令和4年3月18日（金）まで前記3の契約事務担当課に持参により提出すること（日曜日、土曜日及び休日を除く午前9時30分から午後5時30分まで）。

#### 5 入札説明書の交付

公告の日から令和4年3月18日（金）まで前記3の契約事務担当課において無償により交付する（日曜日、土曜日及び休日を除く午前9時30分から午後5時00分まで）。

#### 6 入札説明会

入札説明会は実施しない。

#### 7 入札に関する質問

##### (1) 入札参加資格に関する質問

ア 受付期間 公告の日から令和4年3月18日（金）まで

イ 提出方法 前記3の契約事務担当課に電子メールで提出すること。

ウ 質問に対する回答期限 令和4年3月22日（火）

エ 回答方法 電子メールで回答する。

##### (2) 仕様書等に関する質問

ア 受付時間 公告の日から令和4年3月18日（金）まで

イ 提出方法 前記3の契約事務担当課に電子メールで提出すること。

ウ 質問に対する回答期限 令和4年3月22日（火）

エ 回答方法 当該質問提出期間内に受理したすべての質問内容及び回答を、全入札参加者に対して電子メールで回答する。

#### 8 入札手続等

##### (1) 入札及び開札の日時

令和4年3月25日（金）午前11時00分（郵送の場合は、日曜日、土曜日及び休日を除く前日午後5時00分までに前記3の契約事務担当課へ書留郵便にて必着のこと。）

##### (2) 入札及び開札の場所

千葉中央コミュニティセンター4階 41会議室

##### (3) 入札方法

入札金額は契約初年度に要する金額の税抜額を記載のこと。

（参考：入札金額=月額×契約初年度に要する月数（10か月）の税抜額）

また、次年度以降の1回に支払う金額に変更がないようにすること。

（契約金額全体の総額ではないので注意すること。）

##### (4) 入札保証金

要（ただし、千葉市契約規則（昭和40年千葉市規則第3号）第8条に該当する場合は、免除とする。）

（5）落札者の決定方法

千葉市契約規則第10条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、著しく低価格の場合は当該入札者に照会することがある。

（6）無効となる入札

千葉市契約規則第16条の規定に該当する入札

9 その他

（1）契約保証金

要（ただし、千葉市契約規則第29条に該当する場合は、免除とする。）

（2）契約書作成の要否

要

（3）契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

（4）契約条項等については、契約事務担当課で閲覧できる。

（5）詳細は、入札説明書による。

（6）次年度以降の契約において予算が措置されない場合は、変更契約もしくは契約を解除する。